

病院や介護施設に入院、入居する際に保証人を要求されることが多く、身近に家族等がない高齢者の場合に問題となっている。この種の保証の内容は入院費、施設利用料、損害賠償金等の支払義務だけでなく、生活品の調達、退去時の部屋明渡し、遺体の引取りまで含む事が多い。保証人のいない

還されない等の消費者問題も発生している。本来、医療機関や介護保険施設は正当な理由がない限り拒否する事はできない。保証人がいない事は理由とならない。保証契約を当然とするのではなく、成年後見制度等、他の制度で対処できないか再検討する時期が到来していると思われる。

そこで、「身元保証等高齢者サポート事業」の事業者が出てきているが、「日本ライフ協会」のように高齢者が預託していた金銭を不正流用、経営破綻で破産し預託金が返

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050
 tajima_to-ki@nifty.com
 三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>